

第 18 回太子町農業委員会総会議事録

令和 7 年 6 月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和7年6月23日(月)午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(14名)

- 1 番委員 赤松 光男
- 2 番委員 前田 俊春
- 3 番委員 新 多恵
- 4 番委員 大西 正美
- 5 番委員 山田 幸雄
- 6 番委員 森川 徹夫
- 7 番委員 塚本 芳文
- 8 番委員 朝生 憲敏
- 9 番委員 倉橋 輝明
- 10 番委員 塚原 栄一
- 11 番委員 檜皮 由美
- 12 番委員 長谷川 秀人
- 13 番委員 松本 雅邦
- 14 番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員(6名)

- 首藤 俊彦
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 菅原 清隆
- 玉田 隆良
- 森川 明久

欠席委員

農地利用最適化推進委員(1名)北川 智一

農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗岡 秀成
- 事務局員 出田 貴樹
- 事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第 18 回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員 14 名、推進委員 6 名です。太子町農業委員会会議規則第 6 条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第 18 回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、10 番委員塚原栄一及び 11 番委員檜皮由美を指名します。

議 長 今月の報告事項は 5 件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3 条申請 6 件、5 条申請が 1 件となります。まず、3 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：140、141、142 は、譲渡人は太子町■■■■出身で現在東京都に在住しており、父親から相続した農地を、管理できないため、地元の付き合いがある方に譲り渡す案件です。140、141、142 番は、同じ集落内ではほぼ近接していますので、一括して説明します。

受付番号：140、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町蓮常寺■■■■、登記地目：田、現況地目：畑、面積：312 m²、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■となっています。

譲受人は新規就農ですが、親子で父の所有農地で農作業に従事しているため農業経験があります。取得予定の農地でも父からの助言や支援のもと、ダイコンを作付け予定です。耕作機械については、トラクターを父親からリースで確保します。また、年間従事日数については、150 日従事していることを確認しています。

本申請地は、数年耕作されておらず、荒廃していましたが、この度、畑地として利用できるよう整備されています。

地域の話し合い活動等にも参加し、取り決めに従い営農していくとのことです。地域計画策定前の地域ですので、変更等はありません。

受付番号：141、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町蓮常寺■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,209 m²、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■となっています。

譲受人は、太子町内の 2,758 ㎡の農地で水稻を中心に農業経営しています。取得予定の農地では、本人、妻、息子の 3 人で水稻を行う予定です。耕作機械については、トラクター、乾燥機、コンバイン、田植機、籾摺り機を各 1 台所有しており、年間従事日数については、300 日従事していることを確認しています。引き続き地域の話し合い活動等も参加し、取り決めに従い営農していくとのことです。地域計画策定前の地域ですので、変更等はありません。

受付番号：142、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町蓮常寺■■■■■、登記地目：田、現況地目：畑、面積：148 ㎡、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっています。

譲受人は農地を所有しておらず新規就農となりますが、親戚知人の営農の手伝いなどを長年しているので農業経験は十分にあります。取得予定の農地では、タマネギ、ジャガイモを作付けし、本人、夫、息子の 3 人で耕作する予定です。耕作機械については、トラクターをリースで 1 台、耕耘機を 2 台所有しており、年間従事日数については、300 日従事していることを確認しています。

地域の話し合い活動等も参加し、取り決めに従い営農していくとのことです。地域計画策定前の地域ですので、変更等はありません。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は受付番号 140 について、説明をお願いします。

八木委員 譲渡人は現在東京に住んでおり、農地管理ができないことで前農区長に相談した結果、譲渡人の実家の北側に住んでいる譲受人との間で話がまとまり、申請に至っています。譲受人は約 400 ㎡の畑で野菜作りをしており、取得した農地でも引き続き、大根等の野菜作りをしていくと聞いています。

議 長 ただいまの事務局及び担当委員の受付番号 140 の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 受付番号 140 について、許可することとしてよろしい方は举手願います。

委員一同 (举手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
続いて受付番号 141 について、担当委員は説明をお願いします。

八木委員 譲受人は水稻 2,758 m²を作付けしており、今年もヒノヒカリ、新しい品種のニコマルに取り組まれ、熱心に農業をしています。農機具については、トラクター、コンバイン、乾燥機等、また農業用倉庫を所有されています。自治会の農業活動に積極的に参加されています。取得した農地については、ヒノヒカリを作付け予定と聞いています。

議 長 ただいまの担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 受付番号 141 について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
続いて受付番号 142 について、担当委員は説明をお願いします。

八木委員 譲受人は、譲渡人の実父より 30 年前から依頼を受け申請地を管理していますが、現在は、ジャガイモやタマネギを作付けしており、引き続きしていくことを聞いています。

議 長 ただいまの担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 受付番号 142 について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：143、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町広坂 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：892 m²、太子町広坂 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：717 m²、譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED] となっております。

本案件は、父親から相続した農地の管理に困っていた譲渡人が知り合いに相

談したところ、近くで営農をしている譲受人に所有権を移転する話がまとまり本申請に至りました。

譲受人は太子町内で利用権を設定し 1,036 m²の農地を耕作しています。取得予定の農地では山椒の栽培を行う予定であり、耕作機械については、トラクター、田植機、コンバイン、ハンマーナイフモアを各 1 台ずつ所有しており、農作業従事日数については、150 日従事していることを確認しています。

地域の話し合い活動等に参加し、取り決めに協力し営農していくとのことです。地域計画公告前の地域ですので、変更等は支障ありません。事務局からの説明は以上になります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

大西委員 申請地は、広坂公民館の [REDACTED] にあります。譲渡人は独り住まいの高齢者のため、この申請地は 20 年以上にわたり遊休農地となっており、お金を払って草刈りのみを行っていたのが現状です。同人が亡くなられ、姫路市広畑区に住む譲渡人に令和 6 年 2 月に相続されましたが、農地の管理に困っておられましたが、この度、譲受人が見つかったことで申請に至っています。

譲受人は太子町に約 1,300 m²、御津町に約 2,000 m²の農地を借りていずれも水稻をしています。この度の取得予定の農地では山椒の栽培を行い、太子サンショウ研究会に加入予定であり、11 月に山椒を定植する計画です。耕作機械については、トラクター、田植機、コンバインを所有し、今後、暗渠や畔等を整備するためにユンボをリースすると聞いています。機械等の収納庫は、太子町太田に倉庫を借りて保管しています。

農業者は、本人、友人等 5 人で従事し、山椒についても同じ体制です。農地周辺の地域に支障がないかについて、山椒栽培は農薬等除草剤を一切使用せず、地域の活動にも積極的に参加するとのことから、今後も引き続き、農地の適正な管理をしていくと思われます。以上のことから、審議よろしく願います。

議 長 ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長

賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号：144、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（使用貸借権設定）、農地の所在：太子町竹広■■■■■、登記地目：田、現況地目：畑、面積：889㎡、太子町竹広■■■■■、登記地目：田、現況地目：畑、面積：601㎡、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっております。

本案件は、譲渡人が農地の管理に困っていたところ、親戚関係にある譲受人が代わりに農地の管理をするという話で、譲受人に20年間の使用貸借権を設定することで本申請に至りました。

譲受人は太子町内で333㎡の農地を耕作しています。取得予定の農地ではタマネギ、キャベツ等の野菜栽培を本人、妻、息子で行う予定です。耕作機械については、耕耘機を1台、トラクターを譲渡人からリースしてもらい、農作業従事日数については、300日従事していることを確認しています。

地域の水利調整に協力し、周辺地域と同様に営農していくとのことです。地域計画策定前の地域ですので、支障ありません。事務局からの説明は以上になります。

議 長

担当委員は説明をお願いします。

首藤委員

当該地2筆は連たんした農地で、石海幼稚園から■■■■■に位置しています。譲受人は、昨年2月に開催した当委員会総会で畑の入手について許可を受けており、この度の申請地でも畑作業を頑張って取り組みたいということで、20年間の使用貸借権を設定することで本申請に至りました。譲受人は譲渡人の叔父さんにあたります。

譲受人は84歳になりますが、先に入手した農地では、畑をしっかりされています。また、息子が同居しているので、一緒に耕作していく予定であると聞いています。

耕作機械については、耕耘機を1台所有していますが、畑面積が増えることで譲渡人のトラクターを借りられるそうです。以上のことから、取得農地でもきちんと耕作されると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同

（質問・意見なし）

議 長

ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手

願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：145、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町太田■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：386㎡、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっています。

本案件は、譲渡人は高齢のため、不動産業者に依頼して農地を引き続きして頂く方を探していたところ、譲受人が見つかったことで申請に至りました。

譲受人は、農業経験はなく新規就農者になりますが、農業経験のある知人に指導をしてもらいながら、サツマイモ、ジャガイモ、タマネギを耕作する予定です。

耕作機械については、耕耘機、草刈機を各一台ずつリース予定で、必要に応じて購入も視野に入れており、年間従事日数については、150日従事していることを確認しています。また、周辺地域との関係に支障はなく、地域の話し合い活動、取り決めに遵守して活動をしていくことを確認しています。地域計画策定前の地域ですので、支障ありません。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

佐々木委員 申請地は、サンスイミングスクールから■■■■■に位置しています。

譲渡人の■■■■■は、高齢で農業ができなくなったため、不動産業者を通じて農地管理してくれる人を探していたところ、太子町太田在住の■■■■■が購入することで、本申請に至っています。

譲受人は、40歳で申請地の近くに在住です。農業経験のある友人から教えてもらいながら、夫婦で畑に従事し、サツマイモ、ジャガイモ、タマネギを作付け予定です。耕作機械は、耕耘機、草刈機を各一台ずつリースすると聞いています。

以上のことから、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：146、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法5条申請（使用貸借権設定）、農地の所在：太子町■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：204㎡、借人：■■■■■ ■■■■■、貸人：■■■■■、転用目的：住宅用敷地となっています。

借人が子供の成長に伴いマイホームの建築を考えていたところ、父である貸人の居住する近くの農地に住居を新築するため本申請に至りました。

申請地は、街区の面積に占める宅地面積が40%を超えるため、第3種農地と判定される見込みです。また、当該地は特別指定区域の地縁者住宅区域にあり、地縁者住宅建築のため都市計画法の申請手続中であることを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

廣岡委員 貸人の■■■■■は、太子町原に在住、借人の■■■■■夫婦は姫路市のアパートに住んでいますが、子供の成長に伴い、手狭になったことと、貸人の実家近くに所有している土地があり、そこに住宅建築することで双方が合意したことで、この度の申請に至っています。借人の■■■■■は、貸人の3女になります。隣接する土地所有者、自治会長、水利代表の同意書もあり、5条申請に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
これをもって、第18回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第13条2の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田俊春

議事録署名委員

(10番委員塚原栄一委員)

塚原栄一

議事録署名委員

(11番委員檜皮由美委員)

檜皮由美